飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター等 運営事業の検証について

## 1 根拠法等

## (1) 自立支援協議ネットワーク(自立支援協議会)の機能の一つ

○厚生労働省平成25年3月28日付障発0328第8号「障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する 協議会の設置運営について」

- ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業 運営等の評価
- ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、 事業実績の検証

## (2)地域生活支援事業の実施について

〇厚生労働省平成29年9月7日付障発第0801002号「地域生活支援 事業実施要綱」

・市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協 議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を 行うこと。

## 2 評価の目的

飯塚圏域の相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターについて、その事業運営や活動状況を評価することにより、業務水準の維持と改善を図りセンター運営の質の向上を図ることを目的とする。